破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２５号
香川県高松市瓦町１丁目13番地７
債務者　田山　俊行
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村聡一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３０８５号
愛知県津島市東柳原町４丁目35番地１
債務者　永戸　俊美
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　宏子
4　破産債権の届出期間　平成24年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３４号
仙台市泉区北中山４丁目36番地の６
債務者　田鎖　利明
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東海林行夫
4　破産債権の届出期間　平成24年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５０号
仙台市青葉区本町２丁目12番25―303号
債務者　鈴木　良久
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　治子
4　破産債権の届出期間　平成24年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９号
新潟県上越市高土町２丁目17番１号
債務者　廣川　桂子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　秀幸
4　破産債権の届出期間　平成24年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月16日午後３時15分
6　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第４号
三重県伊賀市東高倉2034番地の４、住民票上の住所三重県伊賀市三田962番地の５
債務者　マルマスこと　長谷川元雄
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
4　破産債権の届出期間　平成24年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第７６９号
兵庫県加古郡播磨町西野添３丁目14番14号、従前の住所兵庫県加古川市平岡町高畑205番地の32
債務者　中津　清己
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　恒徳
4　破産債権の届出期間　平成24年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１３号
兵庫県高砂市米田町塩市154番地の２、従前の住所兵庫県加古川市志方町畑222番地
債務者　藤原　亮子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹嶋　健治
4　破産債権の届出期間　平成24年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５９号
京都市右京区西院清水町70番地、従前の住所地京都市西京区嵐山茶尻町12番地の６
債務者　ジュエリースタジオＫＥＮＴＡ＆ＡＲＡＳＩこと　尾園　清美
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　真孝
4　破産債権の届出期間　平成24年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６４０号
千葉市若葉区中野町2171番地１
債務者　阿部　　傑
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　和紀
4　破産債権の届出期間　平成24年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４２号
千葉県八千代市村上南５丁目９番地12
債務者　樫山　雅一
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森岡　信夫
4　破産債権の届出期間　平成24年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８９号
千葉県船橋市習志野台６丁目８番７棟311号
債務者　池田　　仁
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福武　公子
4　破産債権の届出期間　平成24年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３９１号
青森市大字新城字平岡160番地676
債務者　工藤　　貢
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　史行
4　破産債権の届出期間　平成24年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９５号
青森県十和田市東二十二番町１番23号
債務者　児玉　　章
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沼田　　徹
4　破産債権の届出期間　平成24年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
青森地方裁判所十和田支部